

法定福利

- 健康保険（全国健康保険協会）
- 厚生年金
- 雇用保険
- 労災保険
- 産前産後休暇
- 育児休業 ※
- 介護休業 ※
- 子の看護休暇 ※
- 介護休暇 ※
- 所定外労働の短縮措置等の制度 ※
- 時間外労働の制限制度
- 健康診断・生活習慣病予防検診

※希望することにより100%取得可能です

法定外福利

- 退職金制度
 - ・独立行政法人 福祉医療機構退職共済
 - ・東京都社会福祉協議会従事者共済会
- 住宅手当（間借り又は借家の場合）
29,200円/月
- 扶養手当
19,200円/月（配偶者）
13,500円/月（配偶者以外）
- 通勤手当
150,000円/月を上限とする実費
- 慶弔金・見舞金制度
- 労災上乗せ保険
- 団体長期障害所得保障保険GLTD ★
- 法人内・法人外各種研修（法人内研修については15ページ参照）
- 親睦会費・食事会費の補助
- 永年勤続者表彰

★ 団体長期障害所得保障保険とは

病気やケガ等（プライベート含む）で長期間にわたり働けなくなった場合（就業障害）の収入減少を補償する保険制度です。

もし、就業障害で治療やリハビリを行う必要があっても生活を守れる制度であり、従業員を大切に考える考えで加入しております。

その他

- ソウェルクラブ（社会福祉事業向け福利厚生代行サービス）加入
<https://www.sowel.or.jp/top.php>
（国内外200,000カ所以上の施設やサービスをおトクに利用できる、会員限定の優待サービスです。
旅行・レジャー・外食・エンターテイメントなど、オフタイムを豊かに彩るサービス）
- 無料ストレスチェックサービス
労災上乗せ保険の付帯サービスにより運用